

マレーシアにおける日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及に向けた

アクションプラン案

令和3年3月4日

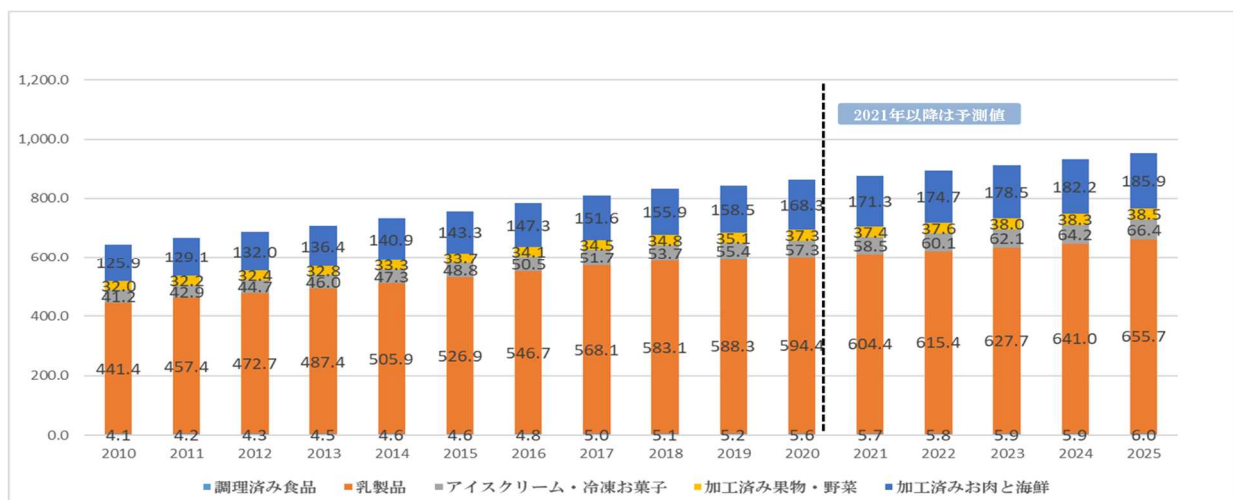
1. 現状

(1)コールドチェーン物流市場

- IMF（国際通貨基金）の統計によると、マレーシアの人口は3,258万人（2019年）と重点5カ国の中では最も少ないものの、2025年には3,500万人を超え、2019年比で7.7%の増加が見込まれている。
- 1人当たりの名目GDPは、11,193ドル（2019年）と重点5カ国の中で最も高く、GDP成長率もここ10年間、5%前後で推移するなど、安定した経済成長を示している。
- また、マレーシアでは2020年の電子レンジ普及率は41.9%、冷蔵庫普及率は99.0%とそれぞれ重点5カ国の中で最も高い割合となっている。さらに、図表1のとおり、冷蔵・冷凍食品の消費量も上昇傾向にあり、2025年には2020年と比較して10.4%の増加が予測されていることに加え、食品等の温度管理に対応したコンビニやスーパー等の「近代式商店」の割合を示したモダントレード率も2020年の47.0%から2025年には48.5%に高まると予測されており、これに対応してコールドチェーン物流の需要がますます高まることが見込まれている。

図表1 マレーシアにおける冷蔵・冷凍食品の消費量の推移（2010～2025年）

（単位：千トン）



出所：Euromonitor

(2) コールドチェーン物流サービスを提供している主な物流事業者

- マレーシアでコールドチェーン物流サービスを提供している日系と現地の主な物流事業者は、図表2のとおりであり、日系の物流事業者では、郵船ロジスティクス株式会社、国分グループ本社株式会社、山九株式会社、株式会社ニチレイロジグループ本社及び株式会社日立物流の5者がBtoBの低温倉庫及び低温輸送、ヤマト運輸株式会社が小口保冷輸送サービスであるBtoCの低温輸送を手掛けている。一方、現地の物流事業者では、BIFORST GROUP、TEH CHEETA及びTiong Nam Logistics Holdings等が低温倉庫及び低温輸送を幅広く手掛けている。

図表2 マレーシアでコールドチェーン物流を行っている主な物流事業者

【日系の物流事業者】

区分	会社名	マレーシア法人	サービス
日系企業	郵船ロジスティクス株式会社	Tasco Yusen Gold Cold Sdn. Bhd. (TYGC)	低温倉庫・低温輸送
	ヤマト運輸株式会社	Yamato Transport(M) Sdn. Bhd.	低温輸送 (BtoC)
	国分グループ本社株式会社	Kokubu Food Logistics Malaysia Sdn.Bhd.	温度管理食品物流オペレーション業務 (保管・配送・納品)
	山九株式会社	Sankyu Malaysia Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	株式会社ニチレイロジグループ本社	NL Cold Chain Network(M) Sdn. Bhd	低温倉庫・低温輸送
	株式会社日立物流	Hitachi Transport System(M) Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送

【現地の物流事業者】

区分	会社名	サービス
マレーシア企業	BIFORST GROUP	低温倉庫・低温輸送
	TEH CHEETA GROUP	低温倉庫・低温輸送
	Tiong Nam Logistics Holdings	低温倉庫・低温輸送
	IGLO Malaysia Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	SK Cold Chain Solutions Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	Friomalaysia Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	J & L Logistics Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	Keongco Malaysia Sdn. Bhd. (Head Office)	低温倉庫
	Litt Tatt Enterprise Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
	Success frozen trading & transport Sdn. Bhd.	低温倉庫・低温輸送
Integrated Cold Chain Logistics Sdn. Bhd. (ICCL)	低温倉庫	

出所：各社ホームページより作成

2. 普及戦略における方針ごとの取組

方針 I 荷主・消費者に対するコールドチェーン物流に関する周知・啓発の実施

マレーシアでは、一部の物流事業者が JSA-S1004 の認証を取得する意向を示しているが、荷主・消費者における JSA-S1004 の認知度はまだ十分ではないため、同規格の認証取得が荷主・消費者に対するアピールにつながらない懸念がある。このため、まずは JSA-S1004 の認知度向上に向けた取組を進めていくことが重要である。

また、マレーシアでは、コールドチェーン物流に関する国家規格の策定も予定されているが、規格の普及促進のためには、荷主・消費者のニーズを喚起することが重要である。このため、マレーシア政府とも連携して、食料廃棄の削減、食品の安全性向上、省エネルギー等、マレーシアが抱える社会課題の解決に貢献する取組であることをあらゆる機会を捉えて荷主・消費者に説明し、重要性を認識してもらう必要がある。

取組 I-1 荷主・消費者のコールドチェーン物流に関する意識啓発及び JSA-S1004 の認知度向上

- 日本・マレーシア双方の関連省庁及び団体が開催する、下記に示すような荷主・消費者を対象としたコールドチェーン物流に関するセミナー等を通じて、コールドチェーン物流サービス規格の普及が、食の安全性向上や食料廃棄の削減、環境負荷軽減等社会課題の解決に貢献することをアピールするとともに、JSA-S1004 の認知度向上を目指す。(国土交通省、農林水産省、JETRO)
 - － 関連する官民フォーラムやワークショップ
 - － 日本貿易振興機構 (JETRO) と連携した、メールマガジンの配信
 - － マレーシア貿易開発公社 (MATRADE) 主催のセミナー

取組 I-2 主要な荷主へのコールドチェーン物流の国家規格の活用促進

- 国家規格策定後にマレーシアの標準化機関であるマレーシア標準局¹が主催するセミナー等において、主要な荷主に対して、コールドチェーン物流サービス規格の必要性を訴求する。また、マレーシア政府とも連携し、荷主に対して、物流事業者を選定する際には国家規格の認証取得有無を考慮するよう求めるとともに、既に契約関係にある物流事業者に対しては、国家規格に基づく認証の取得を促すよう働きかける。(国土交通省)

取組 I-3 日本式コールドチェーン物流サービス規格の有用性の PR

- 2022 年度までに国土交通省が実施する実証輸送において、日本式コールドチェーン物流サービスの有用性を検証するとともに、その結果を取組 I-1 に例示するような場において現地荷主・消費者へ示す。(国土交通省、物流事業者)

¹ 1996 年にマレーシア国際貿易産業省に設置された規格の整備等を行う標準化機関。

方針Ⅱ 重点国政府等による規格の普及への積極的な関与の促進

マレーシア運輸省は、すでに JSA-S1004 を参考にコールドチェーン物流に関する国家規格の提案に向けた準備を進めており、標準化機関であるマレーシア標準局は、マレーシア運輸省からの提案があれば国家規格を策定する意向を示している²。一方で、マレーシアでは、これまでコールドチェーン物流に関する規格を策定した経験がなく、規格策定段階における技術的支援が必要になる場面も想定されることから、JSA-S1004 を策定した日本の経験を共有する取組が重要である。

また、マレーシアでは、外国投資を奨励するために様々な投資インセンティブが用意されているが、規格の認証取得のためのインセンティブ施策の検討をマレーシア運輸省に働きかけることも有効である。加えて、一部の現地物流事業者が JSA-S1004 の認証を取得する意向を示していることから、日本及びマレーシア政府においてそうした事業者を「優良事業者」として取り上げるなどのサポートを行うことも、規格の認証取得の動機付けとして有効であると考えられる。

さらに、コールドチェーン物流に関する規格の普及は、食料廃棄の削減、食品の安全性向上、省エネルギー等、マレーシアが抱える社会課題の解決に貢献する取組であることから、マレーシア運輸省のみならず、マレーシア農業・農業関連産業省等、関係する行政機関への働きかけも有効である。

取組Ⅱ-1 政府間対話を通じたコールドチェーン物流サービス国家規格の早期策定の働きかけ

- 2021 年度に開催を計画している国土交通省とマレーシア運輸省との二国間政策対話を通じて、コールドチェーン物流サービス規格が如何に社会問題の解決に寄与するかを説くと同時に、マレーシアにおけるコールドチェーン物流サービス規格策定における課題の共有・知見の提供、専門家派遣等による支援を通して、国家規格の早期策定を促進する。(国土交通省、日本規格協会、物流事業者)

取組Ⅱ-2 関係省庁を巻き込んだ政府全体への働きかけ

- 関連する官民フォーラム等を通じて、マレーシア運輸省以外の関係政府機関（マレーシア農業・農業関連産業省等）に対してもコールドチェーン物流に関する施策策定の重要性を伝え、コールドチェーン物流サービスの普及促進がマレーシア政府全体で取り組むべき重要な政策として位置付けられるよう働きかける。(国土交通省、農林水産省、経済産業省、JETRO)

² 2020 年 12 月 15 日に開催された日 ASEAN 物流専門家会合において、マレーシア運輸省より、「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」をベースとした国家規格を策定する意向が示された。また、同年 12 月 18 日に実施したマレーシア運輸省及びマレーシア標準局への聞き取りの中で、すでに両者は、コールドチェーン物流サービスの規格に関する協議を開始しており、規格の策定にあたっては、JSA-S1004 を参考にする旨言及があった。具体的には、マレーシア運輸省より、当面は BtoC の小口保冷配送サービスに関する規格、次に BtoB のコールドチェーン物流サービスに関する規格の国家規格化に取り組みたいとの意向が示された。なお、JSA-S1004 については、両者からの要請を受けて、英語版を提供している。

取組Ⅱ-3 コールドチェーン物流に関する国家規格の策定の支援

- JSA-S1004 を策定した経験を生かし、マレーシア運輸省及びマレーシア標準局への情報提供や技術委員会への専門家派遣等を通じて、コールドチェーン物流サービスに関する国家規格の円滑な策定を支援する。(国土交通省、日本規格協会、物流事業者)

取組Ⅱ-4 日本式コールドチェーン物流サービスの多面的な効果のPR

- 2022年度までに国土交通省が実施する実証輸送において、日本式コールドチェーン物流サービスが、食料廃棄の削減や食品の安全性向上に寄与するのみならず、温室効果ガスの排出や電力使用量の削減等の環境面においても有効であることを示し、マレーシア政府のコールドチェーン物流に対する理解を促進する。(国土交通省、物流事業者)

取組Ⅱ-5 コールドチェーン物流サービスに関する優遇施策導入の働きかけ

- マレーシア投資開発庁(MIDA)が行っている税金優遇施策³のように、コールドチェーン物流サービス規格の認証を取得した物流事業者に対する補助金や税金控除などのメリットを伴う優遇施策を導入するよう、マレーシア運輸省等へ働きかける。(国土交通省)

取組Ⅱ-6 標準化機関との会合におけるコールドチェーン物流サービス規格策定に関する議論

- 経済産業省が実施しているマレーシア標準局との対話において、コールドチェーン物流サービスに関する国家規格策定にあたっての課題や日本に対する要望を把握し、日本のJSA-S1004策定の知見を共有することで、国家規格の早期策定を促進する。(国土交通省、経済産業省、日本規格協会)

取組Ⅱ-7 日本式コールドチェーン物流サービス規格の認証取得事業者の公表

- JSA-S1004をはじめとする「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」に基づき策定された規格の認証を取得したマレーシアで事業を展開する物流事業者を、日 ASEAN 交通連携のホームページ等において優良事業者として公表する。(国土交通省)

方針Ⅲ 規格の認証体制の整備

マレーシアでは、コールドチェーン物流に関する国家規格の策定に向けて動き出していることから、規格の認証体制も合わせて整備する必要がある。マレーシア運輸省はJSA-S1004を参考とした国家規格化を目指しており、現地の認証機関が円滑かつ効率的に審査を行うためにも、日本が策定するJSA-S1004の認証審査ガイドラインを活用することが有効である。

³ コールドチェーン物流サービスを新規に開始する企業もしくは再投資する既存企業に対し、法人税を軽減(70%、5年間)または投資に係る税を軽減(60%、5年間)する制度がある。

1

2 取組Ⅲ-1 「JSA-S1004 認証審査ガイドライン」を活用した規格の認証制度整備の促進

- 3 ● 2021年3月までに策定予定の「JSA-S1004 認証審査ガイドライン」をマレーシア政府に提供し、
4 日本の認証機関と連携してマレーシア政府を支援することで、日本式コールドチェーン物流サ
5 ービス規格をベースとする国家規格の策定及び物流事業者が実際に認証を取得するための環境
6 整備の構築を促進する。(国土交通省、認証機関)
- 7 ● 日 ASEAN 物流専門家会合において、2021年秋頃までを目途に ASEAN 各国からの承認を得る
8 ことを目指している「日 ASEAN コールドチェーン物流認証審査ガイドライン」活用のモデル
9 ケースとしてマレーシアを取り上げ、認証制度確立までの過程やノウハウを共有することによ
10 り、他の重点国がコールドチェーン物流サービスの普及を推進しやすい環境を醸成する。(国土
11 交通省)

12

13 取組Ⅲ-2 現地認証機関に対する規格の認証制度の周知

- 14 ● マレーシア標準局、マレーシア運輸省及び日本・マレーシア双方の認証機関⁴と連携し、現地の
15 認証機関を対象としたセミナー等を開催することで、コールドチェーン物流サービスに関する
16 国家規格の審査項目や基準等を周知し、より多くの認証機関が物流事業者に対する認証審査を
17 実施できる体制の構築を推進する。(国土交通省、認証機関)

18

19 取組Ⅲ-3 JSA-S1004 との相互承認の可能性について議論

- 20 ● マレーシアが策定する国家規格と JSA-S1004 との相互承認制度の構築の可能性について、マレ
21 ーシア運輸省及びマレーシア標準局と議論する。(国土交通省、日本規格協会、認証機関)

22

23 方針Ⅳ 物流事業者によるコールドチェーン物流サービス規格認証取得の促進

24 マレーシアでは、一部の物流事業者が JSA-S1004 の認証を取得する意向を示しているものの、その
25 他の物流事業者の具体的なニーズはまだ顕在化していないところである。マレーシア政府はすでに国
26 家規格策定に前向きな意向を示していることから、マレーシア運輸省やマレーシア標準局と連携して
27 現地物流事業者に対するコールドチェーン物流に関する規格の認証取得を促進することが有効である。

28

29 取組Ⅳ-1 主要な物流事業者へのコールドチェーン物流サービス規格の認証取得の促進

- 30 ● 2021年度に開催を計画している国土交通省とマレーシア運輸省及び両国の物流事業者が参加
31 するワークショップ等において、1.(1)②において例示した様なマレーシアの主要な現地物流事
32 業者に対してコールドチェーン物流サービス規格の概要の説明等を行うとともに、物流事業者
33 に対する規格の認証取得に際してのメリットやインセンティブを明示することで、認証取得を

⁴ マレーシアにおいては、国際貿易産業省 (MITI) が所管するマレーシア標準工業研究所 (Standards and Industrial Research Institute of Malaysia : SIRIM) が主要な認証機関である。

働きかける。(国土交通省、物流事業者)

2

3 取組IV-2 日本式コールドチェーン物流サービスの多面的な効果のPR【再掲】

4 ● 上記取組IV-1 において物流事業者の認証取得メリットを明示するため、2022 年度までに国土交
5 通省が実施する実証輸送において、日本式コールドチェーン物流サービスが、食料廃棄の削減
6 や食品の安全性向上に寄与するのみならず、温室効果ガスの排出や電力使用量の削減等の環境
7 面においても有効であることを示す。(国土交通省、物流事業者)

8

9 3. スケジュール (想定)

	2021年度	2022年度	2023年度
国家規格化のスケジュール(想定)	規格の策定に約12か月から18か月 		
方針Ⅰ 荷主・消費者に対するコールドチェーン物流に関する周知・啓発の実施	荷主・消費者への意識啓発活動の実施 実証輸送の実施	荷主・消費者への国家規格のPRの実施	
方針Ⅱ 重点国政府等による規格の普及への積極的な関与の促進	政策対話の実施 専門家派遣の実施	規格取得インセンティブ策の導入の働きかけ 規格取得者を優良事業者としてHPへ公表 実証輸送の実施【再掲】	
方針Ⅲ 規格の認証体制の整備	現地認証機関を対象とした認証体制整備支援の実施	規格の相互承認制度の構築に向けた議論の実施	
方針Ⅳ 物流事業者によるコールドチェーン物流サービス規格認証取得の促進	ワークショップ等の実施 実証輸送の実施【再掲】		

10